

の保険料率が決定しました。

モデルケース別保険料

例 1

1人世帯の方で、公的年金収入が79万円の場合

均等割 14,000円 + 所得割 0円 = 年額 14,000円
(7割軽減)

例 2

2人世帯の方で、公的年金収入が夫199万7千円、妻79万円の場合

・夫の後期高齢者医療保険料

均等割 37,300円 + 所得割 40,300円 = 年額 77,600円
(2割軽減)

・妻の後期高齢者医療保険料

均等割 37,300円 + 所得割 0円 = 年額 37,300円
(2割軽減)

例 3

自営業の子供（世帯主）と同居している場合（国民健康保険加入）
（本人 公的年金収入 79万円、子供 営業所得 400万円）

均等割 46,700円 + 所得割 0円 = 年額 46,700円
(軽減なし)

例 4

会社員の子供（世帯主）と同居している場合（社会保険加入）
（本人 公的年金収入 79万円、子供 給与収入 400万円）

均等割 23,300円 + 所得割 0円 = 年額 23,300円

※被用者保険の被扶養者については、激変緩和措置として、制度加入時から2年間、所得割は課さず、均等割額を5割軽減します。

ただし、平成20年度のみ、さらに均等割額の特例があります。

均等割 2,300円 + 所得割 0円 = 年額 2,300円

平成20年4月～9月・・・均等割額 0円/6ヶ月

平成20年10月～翌年3月・・・均等割額 2,300円/6ヶ月

★ 70歳～74歳の高齢受給者の方へお知らせ ★

70～74歳の方の病院窓口での自己負担見直しについて

平成20年4月から、実施予定でした病院窓口での自己負担1割から2割への引き上げは、平成21年3月までの一年間、**病院窓口での自己負担1割に据え置かれる予定です。**

※すでに3割負担をいただいている方、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます。

問い合わせ先

本 庁 税務住民課国保年金係
総合支所 税務住民課住民係
熊本県後期高齢者医療広域連合

内線514
内線752
☎096・368・6511

後期高齢者医療制度

平成20年4月から、県内に住所を有する75歳以上の全ての人（65歳以上寝たきり認定障害者含む）は、「後期高齢者医療制度」を受けることになります。この「後期高齢者医療制度」では、保険料が個人単位で賦課され、納付（年金からの差し引きや口座振替など）していただきます。

保険料の賦課額は、被保険者一人ひとりにかかる均等割額と、被保険者の前年の所得に応じて算定する所得割額（基礎控除後の総所得金額等×所得割率）との合計となります。原則熊本県内で均一となり、2年ごとの見直しがあります。（賦課限度額は最高50万円となります）

熊本県の均一保険料率（平成20・21年度）

均等割額
46,700円

所得割率
8.62%

平成15年度から平成17年度までの一人あたり老人医療給付費の平均が県内平均老人医療給付費より20%以上低い市町村においては、6年間、保険料率の特別措置があります。

● 保険料の軽減について

保険料を算定するにあたり、次のような軽減措置があります。

- ①国民健康保険と同様に、所得が少ない被保険者の方には同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額により、均等割額の7割、5割、2割の軽減があります。
- ②被用者保険（社会保険や健保組合等）の被扶養者であった方は、制度加入時から2年間所得割額が賦課されず、均等割額5割軽減されます。

※さらに平成20年度のみ、均等割額の特例があります。

- ・平成20年4月～9月・・・均等割額が全額免除
- ・平成20年10月～翌年3月・・・均等割額が9割軽減

この他に、被保険者又はその世帯の世帯主が災害により財産に著しい損害を受けたときや失業によりその収入が著しく減少したときなどは、保険料の減免が受けられることがあります。

県内一人当たりの平均保険料額：77,600円（61,100円）

（ ）内は、軽減措置（均等割額を7割、5割、2割減額）後の平均保険料額となります。
被保険者の半数近くは、この軽減措置により年間保険料額14,000円となります。

● 保険料の納付方法

特別徴収

- ①年金受給額が年額18万円以上あり、後期高齢者医療保険料と介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超えない方。

⇒年金から差し引きされます。

普通徴収

- ①年金受給額が年額18万円未満の方。
- ②後期高齢者医療保険料と介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超える方。

⇒納付書又は口座振替により市町村へ納付していただきます。